

## 発明届に関するQ & A

兼業許可を受けて行った業務による発明は、発明届を大学に提出しなければなりませんか？ 職務発明には該当しないと思うのですが・・・

**発明をされた場合は、発明届により、その内容を大学に届け出て、権利の帰属についての審査を受けてください。**

提出された「発明届」は、大学に帰属する発明の条件に該当するか否か知的財産委員会（知的財産評価専門部会）の審査を経て学長が決定します。

本学職員就業規則に定める職務発明規程により、職務発明とは「教職員等が行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属するもののうち、その発明等をするに至った行為が本学におけるその教職員等の現在又は過去の職務に属するもの」と定義されております。

職務発明であると大学が認定した発明は、職務発明規程により、特許等を受ける権利を大学に譲り渡していただくこととなります。（その補償として、特許登録時、実施料又は譲渡等収入があった場合が発明者へ補償金をお支払しています。）

なお、大学が特許等を受ける権利を承継をしないと決定した場合は、特許等を受ける権利は発明者個人に帰属されますので、個人で出願等を行うことができます。この場合は、個人から企業に権利を譲渡して企業が出願することも可能です。

また、発明に貢献していないにもかかわらず、出願しようとしている者の好意により、発明者に名前を連ねるケースも考えられます。この場合も、大学へ発明届を提出し、権利の帰属について決定を受けた後でなければ出願することはできませんので、注意してください。

## 発明届に関するQ&A

### 本学の発明に関する規程(抜粋)

○国立大学法人長岡技術科学大学職員就業規則(平成16年4月1日就業規則第1号)(抜粋)  
(職務発明)

第56条 職員の職務発明について必要な事項は、別に定める国立大学法人長岡技術科学大学職務発明規程による。

○国立大学法人長岡技術科学大学職務発明規程(平成16年4月1日就業規則第28号)(抜粋)  
(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

九 「職務発明等」 教職員等が行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属するもののうち、その発明等をするに至った行為が本学におけるその教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明等に係る知的財産権は、原則として本学が承継するものとする。

(発明等の届出)

第4条 教職員等は、工業所有権及び育成者権(以下「工業所有権等」という。)に係る発明等を行ったときは、学長にその旨を速やかに届け出なければならない。

## 発明届に関するQ&A

### 本学の発明に関する規程(抜粋)

#### ○国立大学法人長岡技術科学大学職務発明規程(平成16年4月1日就業規則第28号)(抜粋)

##### (出願の制限)

第5条 発明者等は、学長が次条の規定により当該発明が職務発明等でないと認定し、又は第7条の規定により当該発明について学長が工業所有権等を承継しないと決定した後でなければ出願を行ってはならない。ただし、発明者等が前条の届出をした日以後に、緊急に出願を行う必要があるときは、この限りでない。

2 発明者等は、前項ただし書により出願を行ったときは、直ちに学長に届け出なければならない。

##### (異議の申立て)

第34条 発明者等は、第8条、第15条、第23条及び第30条に規定する認定又は決定の通知に異議があるときは、速やかに学長に異議を申し立てることができるものとする。

2 学長は、前項の申立てがあったときは、必要な処置を講ずるものとする。

##### (登録補償金)

第35条 学長は、第10条により工業所有権等が登録されたときは、別に定める本学職務発明等に対する補償金支払要領(以下「補償金支払要領」という。)に基づき、発明者等に対して登録補償金を支払う。